

2023年度 海の課題解決に向けた実証事業（海プロジェクト）

公募要領

1. 事業名称

海の課題解決に向けた実証事業（海プロジェクト）

2. 事業趣旨

神戸市では、海洋産業を振興するため、海外の先進事例や神戸の地域特性、既存産業の持つポテンシャル等を踏まえ、2020年度に10年後の目指すべき姿「海洋産業振興に向けたロードマップ」と3年間の実行計画を策定し、「知の集積」をキーワードとした様々な取り組みを推進しています。

本事業は、神戸の海を舞台として、民間事業者、大学等が持つ海洋産業分野の専門的知見や技術・ノウハウを活かし、海に関わる課題解決に資する実証事業を実施するものであり、本市の海洋産業の振興に向け、ネットワーク構築・情報発信・ブランディング向上・人材育成・新産業創出に資する取り組みとして位置づけています。

3. 募集事業

募集事業は、（1）又は（2）に該当する事業とし、かつ（3）の要件をすべて満たすものとします。採択は、海の課題解決に向けた実証事業（海プロジェクト）選定委員会（以下、「選定委員会」という。）での選考を経て、（1）と（2）あわせて数件を採択する予定です。なお、同一事業者が複数の提案をすることは可能です。

（1）課題指定型

・本市が指定する本市における海に関わる課題の解決に繋がる事業

※課題の詳細は別紙1「課題指定リスト」でご確認ください。

課題①	無人機を使用した海底調査及び船底調査
課題②	潮位の影響による常時満水及び滞水状態の管渠の劣化度調査及び改築・修繕方法
課題③	養殖網の視認性向上
課題④	船上からの海面浮遊物体の発見方法
課題⑤	水中ドローンの活用性の向上
課題⑥	ICTを活用した海の状況把握
課題⑦	須磨海づり公園の漁礁に潜む魚調査

（2）企業提案型

・提案者が考える本市の海洋産業振興や海に関わる課題の解決に資する事業

（3）要件

- ・公共性や公益性が高いこと
- ・2024年3月末までに完了する実証事業であり、かつ具体的な成果を期待できるものであること
- ・事業計画及び事業計画に係る収支計画書が適正であること

- ・海に関わる課題の解決に資すること
- ・本市の海洋産業の振興につながるものであること
- ・実証は原則神戸市内海域にて行うこと
- ・課題解決のための新たな機器の開発や、新技術の開発（改良）を行うこと
- ・既存技術や既存製品の単なる活用ではなく、新しい技術やアイデアを組み合わせた提案内容であること

4. 採択事業に関する市の支援

(1) 費用に関する支援

選定委員会において選定された事業に対し、事業の遂行に直接要した費用を市が補助します。補助金については、別途市が定める「海の課題解決に向けた実証事業（海プロジェクト）補助金交付要綱（以下、「補助金要綱）」という。」に基づき交付します。

【課題指定型】 上限300万円／件

【企業提案型】 上限300万円／件（対象経費の2分の1以内の範囲）

※国又は地方公共団体など他の事業によって助成を申請されている場合は、事前に本市に相談してください。（※申請書類の提出要）

※実証事業を行うために直接必要な経費であっても、国又は地方公共団体など他の事業によって助成の対象としてすでに計上されている経費については、本事業の助成の対象外とします。

【補助対象経費】

経費科目	内容
消耗品費	実証事業の実施に直接要した消耗品の購入に要する費用等 ※耐用年数1年未満又は取得価格10万円未満の消耗品の購入に関する費用 (例) ソフトウェア（バージョンアップを含む）、パソコン周辺機器（CD-ROM、DVD-ROM等）、工具、実験器具類等
原材料費、装置借上費等	・実証事業の実施に直接要した原材料の購入に要する経費等 ・機械装置等の改良・借上又は修繕に要する経費等 ※実証事業に必要な機械装置は借上（リース・レンタル）を原則とするが、借上による調達が困難、汎用性が無い、使用期間を考慮すると購入する方が安価である等の合理的な理由がある場合は、 <u>本市と事前協議のうえ</u> 、購入費として認める場合がある。
調査費	各種文献・データ資料の収集に必要と認められる経費等 (例) シンポジウム参加費、論文閲覧等に要する経費等
外注費	実証事業に直接必要な装置等の外注加工、メンテナンス、データの分析等の外注にかかる経費等 (例) ・機械装置、備品の操作・保守・修理等の業務請負 ・設計（仕様を指示して設計されるもの）、試験、解析、検査、部材の加工等の業務請負等
直接人件費	実証事業に直接従事した者や、補助的に作業の一部を担当する者の人件費。ただし補助金確定額の2分の1を上限とする。

	※人件費の算定にあたっては、提案者の給与規程等によるものとし、必要に応じて給与規程等の提出を求める場合がある。
謝金	実証事業の実施に必要な知識、情報、技術の提供に対する経費等 ※謝金の算定にあたっては、提案者の謝金支給規程等によるものとし、必要に応じて謝金支給規程等を求める場合がある。
旅費	実証事業を実施するにあたり、業務を担当する者の神戸市への出張又は移動にかかる経費（交通費、宿泊費、日当） ※各種文献・データ資料の収集のための調査に係る旅費は含まれないものとする。 ※必要に応じて旅費規程等の提出を求める場合がある。
運搬費	実証事業の実施に必要な物品や機材の運搬に要する費用等 （例）レンタカー代、郵送代等
その他	市長が必要かつ適当と認める実証事業の実施にかかる経費

（２）事業実現に向けた支援

提案者が当該事業を実施するにあたり、神戸市は、神戸市内の海域利用調整のため、関係機関との協議・調整にかかる窓口紹介・相談・申請等の支援を行います。

5. 募集に関するスケジュール

募集開始・質問受付開始	2023年5月15日（月曜）
質問受付終了	2023年5月31日（水曜）
質問に対する回答	2023年6月7日（水曜）まで
募集終了	2023年6月23日（金曜）必着
選定委員会での提案者プレゼンテーション及び審査・選定	2023年7月6日（木曜）予定
選定結果の通知（交付決定通知、不交付通知） ※交付決定日より前に支出した経費については、補助の対象となりません。	2023年7月中旬頃
事業開始	2023年7月中旬～
事業完了、実績報告書提出 ※実績報告に基づく審査により、交付決定額と交付確定額が異なる場合があります。	2024年3月下旬

6. 応募資格・必要な資格・許認可等

次に掲げる条件をすべて満たすこと。

- （１）地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること
- （２）会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと
- （３）神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと
- （４）国税（法人税及び消費税）及び地方税を滞納していないこと
- （５）神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと
- （６）「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条」に該当しないこと
- （７）提案者の構成員が事業に必要な免許又は資格等を備えていること

- (8) 実証事業について神戸市が報告等を求めた場合、必要な協力を行うこと
- (9) 市の広報において事例として紹介することについて了承し、可能な限り取材や視察等でも必要な協力を行うこと
- (10) 国又は地方公共団体など他の事業によって助成を申請されている場合は、補助対象経費を重複して計上しないこと

7. 応募手続きの流れ

(1) 質問方法

①受付期間

2023年5月15日（月曜）～2023年5月31日（水曜）

②提出方法

別紙2「質問書」を「11.問い合わせ・書類送付先」までEメール等で提出

③回答方法

2023年6月7日（水曜）までに回答

※2023年6月12日（月曜）を目途にすべての質問と回答を本市ホームページにて公開

<https://www.city.kobe.lg.jp//a47946/ocean/business/activity/20220701.html>

※なお、事実関係の確認など回答することで他の応募者が不利にならない事項については、この限りではありません。

(2) 応募方法

①募集期間

2023年5月15日（月曜）～2023年6月23日（金曜）

②提出書類

(ア) 補助金申請にかかる必要書類

- ・補助金交付申請書（補助金要綱に定める様式第1号）
- ・事業計画書（任意様式）

※事業計画書には、実証事業の概要及び方法、本実証事業で活用する技術など必要な事項のほか、費用の執行計画、実施体制、実施スケジュール、実証事業で見込まれる成果について記載すること。

- ・補助対象事業に係る収支予算書（任意様式）

(イ) 事業選定にかかる必要書類

- ・提案者である企業、団体等の概要がわかる資料（設立趣旨、事業内容）（任意様式）
- ・別紙3「誓約書」

③選定委員会での提案者プレゼンテーション及び審査・選定

2023年7月6日（木曜）予定

※別途、選定委員会用の説明資料（任意）を使用していただいても差し支えありません。

④提出方法

Eメールでデータを送付もしくは原本で提出の場合は持参又は郵送にて提出すること。

※持参の場合は、神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第3条第1項各号に掲げる本市の休日を除く午前9時～正午、午後1時～午後5時とし、事前に電話連絡をすること。

※郵送・宅配の場合は、送付記録が残る方法で行うこと。

(3) 提出先

「11. 提出先・」と同じ

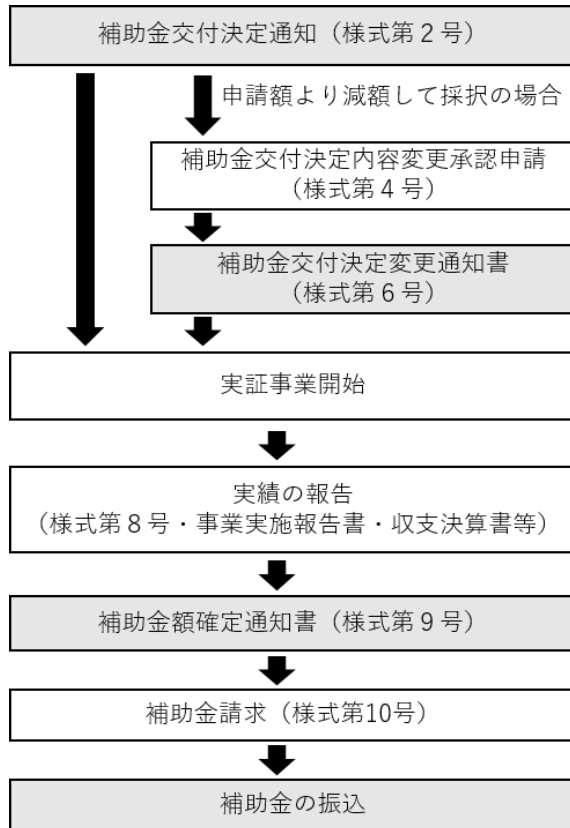
8. 事業者の選定方法

- (1) 提案者には、事前に提出いただいた提案書等をもとに、市が設置する選定委員会において提案内容のプレゼンテーションを行っていただきます。
- (2) プレゼンテーションは本市庁舎内の会場への出席もしくはオンラインのどちらかを選択いただきます。選定委員会に出席できない場合は、申請書類のみで審査します。
※会場では、大型ディスプレイにて資料の投影が可能です。オンラインの場合は、必要に応じて提案者より資料共有を行ってください。
- (3) 選定委員会は2023年7月6日（木曜）に実施を予定しています。
- (4) プレゼンテーション時間は、提案内容の説明10分＋質疑応答5分程度とします（説明時間には機材等設定時間を含みます。応募者多数の場合は、説明時間を変更する場合があります）。
- (5) 選定委員会では、事業内容に対する審査を行い、補助対象事業を実施する者を選定します。
- (6) 選定結果については、応募を行った提案者に書面（メール）にて連絡を行います。ただし、審査の内容等に関する問い合わせには応じられません。
- (7) 評価の視点は以下のとおりです。

評価項目	審査の視点
課題解決力 (25点)	提案内容は具体的か（10点）
	【課題指定型】 本市が掲げている課題の解決に資するものか（15点）
	【企業提案型】 課題を深堀りしており、その課題の解決に資するものか（15点）
実施体制・実現可能性 (30点)	地元企業であるか（本社10点、支社5点）
	実施体制は適切か。十分な実績はあるか（10点）
	実証事業の実現可能性は高いか（10点）
実証事業の先駆性・発展性 (20点)	これまでにない新たな視点を持っている内容か。もしくは、既存の手段および他の代替手段より優れているか（10点）
	今回の実証事業が、今後の技術発展や事業展開に繋がるものとなっているか（10点）
費用対効果 (10点)	費用は業務内容に応じた適切かつ効率的な見積りか（10点）
海洋産業の振興・地域活性化等 (15点)	今回の実証事業が、神戸市の海洋産業の振興、地域活性化、ブランディングに資するものか（15点）

9. 選定後の流れ

(1) 採択の場合



※変更又は中止（廃止）する場合は、速やかに神戸市に事前協議の上、申請書（補助金要綱様式第4号又は様式第5号）を提出すること。

※実績報告書提出時に領収書等の提出が間に合わない場合は、神戸市に事前協議の上、提出書類のみで審査を行う場合がある。ただし、領収書（銀行振込明細書）が整い次第、神戸市へ提出すること。

(2) 不採択の場合

神戸市が補助金不交付決定通知書（補助金要綱 様式第3号）を送付

10. その他留意事項

- (1) 応募書類の作成、提出等に要する費用は、すべて応募者の負担とします。
- (2) 提出書類は返却しません。また、書類提出後、提出書類の修正、変更は一切認めません。また提出書類に虚偽の記載があった場合は、当該提出書類は無効とします。
- (3) 提出書類について情報公開請求があった場合は、神戸市情報公開条例に基づき公開することがあります。
- (4) 書類の著作権は提案者に帰属します。ただし、市は、審査結果の公表等、必要な範囲で書類を使用することができます。事業の実施によって生じた成果物の帰属は、必要に応じて協議して定めます。

11. 提出先・問い合わせ先

神戸市企画調整局調整課（海洋担当）

【住所】〒650-8570 神戸市中央区加納町6-5-1 市役所1号館12階

【電話】078-322-5301 ※平日の9:00~12:00、13:00~17:30

【E-mail】ocean@office.city.kobe.lg.jp